

第1回水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年10月29日（月）12:57～14:55
2. 場所：合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、野坂美穂（座長）

長谷川幸洋、林いづみ

（専門委員）泉澤宏、花岡和佳男、渡邊美衡

（事務局）田和室長、窪田次長、小見山参事官

（説明者）水産庁：長谷長官

水産庁：山口次長

水産庁：森漁政部長

水産庁：神谷資源管理部長

水産庁：岡漁港漁場整備部長

農林水産省：信夫大臣官房政策課長

4. 議題：

（開会）

1. 規制改革実施計画に係る改正法案について

2. 水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項（案）

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 それでは、「規制改革推進会議 水産ワーキング・グループ」を開始いたします。

本日は所用により、原座長代理、新山委員、有路専門委員、下苧坪専門委員、中島専門委員、本間専門委員は御欠席であります。

また、大田議長、金丸議長代理が御出席です。

それでは、これからの進行については、野坂座長にお願いしたいと思います。座長、よろしく申し上げます。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、本年6月15日に閣議決定されました「規制改革実施計画」の水産分野において、農林水産省において関連法案の提出を検討されている内容についてヒアリングを行います。

それでは、農林水産省より御説明をお願いいたします。

なお、今回は説明内容が多岐にわたりますので、3回に分けて御説明及び意見交換をい

ただきたいと考えております。

まず、資料 8 ページ目まで、具体的には「1 新たな資源管理システムの構築」「2 栽培漁業の在り方の見直し」「3 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革」までを10分程度で御説明いただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

○長谷水産庁長官 水産庁長官の長谷でございます。よろしく願いいたします。

お手元に資料 1、2 とありまして、1 のほうは改正法案の概要の 1 枚紙でありますけれども、今日はお時間をいただきまして、資料 2 を使いまして、この紙は左側が 6 月の規制改革実施計画ということで、それに対応してどのように法的に手当てをしていくかについて、順次、御説明していきたいと思っております。

最初に「1 目的」についてです。これは、必ずしも計画のほうとの対応にはなりませんけれども、重要な部分ですのでお話しします。「この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて最大限の漁業生産を実現することを目的とする」という規定ぶりになっているところであります。

さらに「2 国及び都道府県の責務」という形で、「最大限の漁業生産を実現するため、水産資源（一定の水面に生息する水産動植物のうち有用なものをいう。）の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する」というふうに書いたところでございます。

「1 新たな資源管理システムの構築」でありますけれども、1-1、まず基本原則といたしまして「水産資源の保存及び管理（以下『資源管理』という。）」ということになるわけですが、資源評価に基づいて、漁獲可能量による管理を行って、最大持続生産量を実現することができる水準に管理をしていくことを書いております。これを基本として、その漁獲量管理以外のものも組み合わせるのだと書いております。

漁獲可能量による管理は、漁業種類等による管理区分に分けて行ってまいります。今のが（2）です。

（3）の漁獲量の管理は、TAC対象魚種のことになります特定水産資源を獲ろうとする者に対して、IQで管理することを基本とするという大きな方向を打ち出しております。

ただし、それがまだ整っていないものについては、全体の数量で管理を行いますというのが（4）になります。

さらに、（5）のところでは、漁獲量管理に適さない部分については、操業日数等の漁獲努力量での管理も使って行くのだということを書いております。

2 ページ目の「1-2 資源調査及び資源評価」のところでは、農林水産大臣は、資源調査をしっかりとやって行くのだということにしております。

(2) ですけども、そのときには、人工衛星に搭載された観測用機器とか船舶に搭載された機器等を使って情報を集めるということであります。

そして、(3)で、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施するということですし、(4)で、全ての種類の水産資源について評価を行うよう努めていくのだという大きな方向も打ち出しているところです。

さらに加えて、1-3で、知事のほうから大臣のほうに、資源評価されていない部分について要請することができるということであります。

1-4については、大臣が基本方針を定めるということで、資源管理の目標ですとか、特定水産資源(TAC対象資源)の管理年度だとか漁獲可能量の算出方法といった基本方針を示していきますということでありまして、1-5については、資源ごとに最大持続生産量(MSY)を実現するために目標となる目標管理基準、そして、その下のほうの目安となる限界基準値も定めていくということでありまして。

(2)は、そういう制度での数値が定められない場合についても、変わり得る目標となる数値を設定して、管理していくことを打ち出しております。

そして、1-6のところ、大臣が目標を目安にしながら、目標管理基準値を下回っているのであれば、それを回復させていこうということでありまして、特に下のほうの限界管理基準値を下回ってしまったときには、計画を立てて、計画性を持って回復させていくことも書いているところです。

1-7は、大臣のほうの基本方針に即した形で、県レベルでも管理方針を立てていただきます。

「1-8 漁獲割当割合の設定」であります、実施計画のほうにも書かれていたわけですけども、IQについては、船ごとに漁獲割当割合を設定して、その資源評価、TACの設定に連動して具体的な割当量が決まっていくという仕組みを採ることにしております。

1-10で、それぞれの漁獲割当てに応じて、採捕の制限をしていくことが書かれております。

1-11ですけども、漁船の譲渡等と合わせた形で、IQの割合の移転を可能とするという、実施計画を担保する形の規定ぶりを置いております。

1-13等で、漁業者の報告義務を課していくということでありまして、報告を受ける中で、5ページの1-14になっていきますけれども、当然、個別割当てを受けた者はその範囲内で獲るということでありましてけれども、大臣管理区分で、その枠の中で超過しそうになった場合あるいは超えてしまった場合、採捕を制限していくことになっております。管理区分、大臣管理全体、そして全体という形で順次、採捕制限が係っていくということでありまして、違反者に対するペナルティーということでは、IQで超えてしまったら、翌年、それを控除することも書いております。

5ページの下「j」のところの調整委員会につきましては、公選制を廃止して、知事選任で議会の同意を得て任命するという形の規定を置いたところです。

6 ページでありますけれども、「k 新たな資源管理措置への円滑な移行を進めるために、減船や休漁措置などに対する支援を行う」という部分につきましては、1-20で「国は、漁業調整の円滑な実施を確保するため、水産資源の状況等に照らし、当該水産資源の採捕を行う漁業に使用される漁船の隻数又は操業日数の削減その他の漁業者による漁獲努力量の調整を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」ということ。

そして、資源管理を進めるためのセーフティーネットについての話につきましては、漁業災害補償制度のあり方を含めて検討を加えて、必要な法制上の措置を講ずるものとする。これは、法律改正という意味では第2弾につながる規定ということで置いております。

そして、6 ページの下のところの栽培漁業関係につきましては、法律ということではなしに、別途、各種事業によって対応していくということで、法律上での担保ということにはなっておりません。

8 ページの流通構造の改革につきましても、a、b、dにつきましては別途検討し、事業関係で対応していくということであります。

cのIUU対策絡み、トレーサビリティの取組の話でございますが、先ほどのセーフティーネットの話と同様に、漁獲証明に係る法制度は、今回ではなくて第2弾のところで検討していくということで考えてございます。

取りあえずここまで、以上であります。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

なお、御発言を希望される際には、お名前の書かれているプレートを立ててくださいますようお願いいたします。

お時間は限られておりますので、御質問は一度におまとめいただく等、できるだけ簡潔な御発言に御協力をお願いいたします。

では、渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 どうも御説明ありがとうございました。

資源管理の基本方針に関しまして、2点ほど質問させていただきます。

資源管理の基本的な方向について、1-1のところ、IQを原則とするけれども、IQの準備がまだのときに総量割当ても検討するというお話でしたが、できるだけIQに誘導するような政策体系をお願いしたいと存じます。

要は、自主申告で準備が整っていない、そうですか、では、総量でいいですねということではなくて、ここの「準備の整っていない」というのはどういう状態なのかをはっきりしていくことが大事なのではないかと思いました。

次に、資源管理の目標値についてです。1-5の第2項では、限界管理基準を下回ると、目標管理基準まで回復させるための計画を策定することになっております。これだと、最大持続量を下回っていても限界管理基準より上であれば、目標値があるだけで特段の計画

はないこととなります。これは魚種ごとの資源回復に向けたスケジュールであるとか方法、あるいは進捗管理といった計画というのは、最大持続生産量に達していない魚種であれば全て計画を策定すべきとしていただきたいと思います。

以上の2点です。

○野坂座長 長官、お願いいたします。

○長谷水産庁長官 ありがとうございます。

右側の欄にも「基本」という言葉を書かせていただいておりますけれども、資源評価を充実させて、TAC対象魚種を増やして、さらにそれをIQにすることが基本だということを書き込むことによって、大きな流れは明らかにしたということでありまして、その方向に向かって順次、準備が整ったものからという書きぶりになっているつもりなのですが、大きな流れの中でしっかりと取り組んでいきたいということでもあります。

2つ目の目標のところでもありますけれども、はしょってしまったので申し訳ないですが、3ページの1-6の(2)の一号のところを見ていただくと分かりますけれども、目標管理基準値を下回っている場合は上回るまで回復させる。ですから、目標を上回っていれば、それを維持するということですし、限界管理基準値より下がったときには、原則10年と考えて計画を立ててやるわけですが、その間のところも、当然の解釈として、目標に向けて回復するためのTACの値を設定して取り組んでいくという解釈になります。

○渡邊専門委員 私の懸念は、「させること」が何か努力規定のように読めて、一生懸命頑張っているけれども、なかなか回復しませんではなく、限界管理基準値を下回っているものと同様に、例えば、限界管理基準値を下回っているもののほうが10年かけて回復であれば、上はもうちょっとゆっくりでもいいとか、いろいろな考え方はあるでしょうけれども、何がしかの計画はあったほうがいいのかという感想です。

○長谷水産庁長官 イメージとしたら、下が10年掛かるのですから、真ん中はそれより短い時間で取り組むのが基本的な考え方だと思うのです。

○渡邊専門委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○野坂座長 では、泉澤専門委員、お願いいたします。

○泉澤専門委員 御説明ありがとうございました。

私は、資源管理について一つだけお聞きしたいと思います。TACの対象魚種は、漁獲量ベースで8割を早期に対象とするということや、資源調査あるいは資源評価を積極的にやっていくのだということは大変大きな前進だと思います。

国全体としての資源管理方針を定めることで法制化するとございますけれども、一つ私が心配なのは、遊漁についてのルールあるいは対応が少し遅れている気がしているのです。というのは、我々漁業者は現在全国で16万人程度と言われてはいますが、釣り人口は600万人以上と言われてはいます。ということは、遊漁船で漁獲される数量は、恐らく無視できない数量であるだろうと考えています。

このことについて、資源管理における遊漁についての対応はどのようにお考えなのかを

一つお尋ねしたいと思います。

○野坂座長 お願いいたします。

○長谷水産庁長官 TAC管理、資源管理を考える場合に、漁獲量といいますか、採捕量が問題なわけですから、概念的には遊漁も入るわけです。ですから、遊漁で無視できる量ならともかく、そうでない相当量の影響の漁獲があるとなれば、当然、それを対象にしていくということだと思えます。そこをどのように捕捉していくかという部分で漁業者以上の難しさがあるわけですが、資源ごとにその判断をして、遊漁についても手当てをしていく。

そうでないと、何で我々漁業者だけなのだという反応が当然出てきますので、魚種ごとの判断になりますけれども、遊漁も当然視野に入れて取り組んでいくことになると思えます。

○泉澤専門委員 分かりました。

生産者よりもむしろ釣り人のほうからいろいろな意見をお聞きすることがあるのですが、地域によって対応が違いますし、特にクロマグロなどが今一番大きな問題になっています。けれども、地域によってルールが違ったりで、釣り人の中には入漁料でも何でも全国的な標準的ルールがないので、非常に戸惑っているという声を聞いたりもします。

そういうことで、漁業生産者だけではなくて、釣りを含めて一般の人たち、魚を獲る全ての人たちに対応するルール作りができればと考えております。ありがとうございました。

○野坂座長 どうぞ。

○長谷水産庁長官 今のTAC対象魚種で見ると、泉澤委員が言われるように、クロマグロが遊漁の話ではよく出てまいります。マグロに関して、漁業者に相当無理を言いながら取り組んでいただいているので、何だ遊漁者とはという話があるわけです。そういう中で、漁業界でもこれだけの取組をしているのだからということで、遊漁団体とか遊漁関係の広報媒体を使って協力をお願いしているということでありますし、その延長で、協力ベースでなくて必要な規制も将来的にはもっと本格的に考えるのは、当然あり得る話なのだろうとは思っております。

○泉澤専門委員 分かりました。

○野坂座長 続いて、花岡専門委員、お願いいたします。

○花岡専門委員 長谷長官、御説明ありがとうございます。

資源管理システムのところは、追加の質問はありません。流れとしては大きな一歩なのだなど思っています。

お聞きしたいのは、むしろ丸ごと抜けてしまった「別途検討」と書いてあるところです。特に3番の流通改造のところでは、せっかくこれまで議論してきたのに、全て別途となってしまったのは残念だなど思っていて、なぜ今回の法改正ではなく、別の手段を採ると決めたのかというところの背景です。といいますのは、緊急性とか問題性というものはこれまでの会議でもお話をさせていただいたと思うのですが、なぜ丸ごと抜けてしまっ

たのか。

あと、cの部分は、今回ではなく第2弾でとおっしゃっていましたが、それもなぜ今回やってしまわないのかを伺えますでしょうか。

○長谷水産庁長官 ありがとうございます。

ここの部分は、特に流通関係のICTだとかAIだとか、そんな言葉が入っていますけれども、規制でというよりも、さっき「事業」と言いましたけれども、来年度予算に向けてこちら辺の分野については相当充実させる形で今、水産改革の一環ということで予算要求をさせてもらっているわけで、そういう中で取り組んでいきたいと思います。cの部分について言えば、まずは漁業法の改正によって、漁業者からの報告の部分をきちんと整理した上で、ただ、何でもかんでも小規模の漁業者に報告義務を課してもなかなか実行できない部分がありますので、そういう部分について、事業面でできるだけ負担のないような形で報告ができるようなことも考えながら、トレーサビリティなどの出発点になる漁獲証明の制度というのは第2弾でとなっています。そんなに間を空けるつもりはないのですけれども、法改正も一つ一つやっていきたいと考えております。

○花岡専門委員 ありがとうございます。

前もお伝えしましたがけれども、特に懸念しているのは輸入の部分で、国内の消費の半分は輸入のものですけれども、輸入に対するIUU由来のものですとか、人権問題に関与しているものがスクリーニングされないで入ってきてしまっているというところで、それを国内の体制が整うまで待つ、沿岸漁業がそういうトレーサビリティとか報告などができるまで待つとしてしまうと、すごく後れてしまって、EUとかUSなどのほかの大きな輸入国、輸入市場から大きく後れてしまっている。

そういうところからも、日本はもっと対応してという声を聞いていらっしゃると思いますが、そういったところも含めて、がくんとスピードが落ちてしまったのではないかというところを述べさせていただきます。

○野坂座長 お願いいたします。

○長谷水産庁長官 輸入の部分については、RFMOによる整理ができれば、新法がなくても規制ができるということで、マグロの話ですとかカニの話ですとか、これまでも取り組んできているわけなのですけれども、さらに必要な部分についてはそういう対応もできるので、そこはそういう形で必要に応じて対応しながら、国内の体制整備も進めようという方針にしているつもりです。

○花岡専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○野坂座長 今の点ですけれども、漁獲証明制度はいつまでに整うのかをお伺いしたいのですが。

○長谷水産庁長官 今の段階では、この漁業法の改正も与党とのプロセスの最中ということで、理解が得られればできるだけ早く提出したいという段階なものですから、第2弾のところについて、いつとはなかなか言えないのだと思うのですけれども、まず今回の漁業

法改正があり、第2弾というつもりで今、考えているところです。

○野坂座長 できるだけ早目に制度の整備をお願いいたします。

では、大田議長、お願いいたします。

○大田議長 ありがとうございます。

2点、お伺いいたします。

1つは、海区漁業調整委員会について、委員の選出方法を見直すのは大変いいことなのですが、(3)「海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者」とあります。なぜ「海区に沿う市町村」に限定するのか。今、漁業者の高齢化もありますし、なるべく生産性の高い新規参入者が入ってくる必要があるのですが、これがあることによって区域外の新規参入者を阻害することになるのではないかと。これが1点です。

それから、流通構造の改革について、ここに明示的にはないのですが、ワーキングの中で、生産資材や水産物の流通に関して、独禁法の「優越的地位の濫用」に当たるのではないかとという事例が幾つか紹介されました。

例えば、既存の水産流通業者が漁業者や新規小売業者にみかじめ料を要求する、あるいは餌問屋が養殖業者の餌代の肩代わりをする一方で、生産した養殖魚を餌問屋が安く買いたたく、といったような事例が紹介されました。

この「優越的地位の濫用」は、もちろん公取が取り締まるべきではありますが、そこに任せるのではなくて、何らかの取引適正化のための法制度が要るのではないかと。法制度ではなくても、今、いろいろな業種で取引適正化のための自主行動計画やガイドラインを作る動きが広がっています。

したがって、漁業の場合も、小売業者が取引適正化のための自主行動計画を作るとか、あるいは漁業者が取引適正化のためのガイドラインを作るとかいった動きを水産庁としても進めていく必要があるのではないかと思います。これについてはいかがでしょうか。

○長谷水産庁長官 まず、海区漁業調整委員会の話につきましては、現状が、沿岸の市町村に本拠を持っておられる漁業者から選挙で15人のうちの9人を選ぶという仕組みになっているものを、公選制をやめますということであるのですけれども、議長の問題意識のところの、漁場の利用度を高めて新規参入も進めてというときの大きな流れはどうやって進めていくかということだと思っておりますけれども、我々の考え方としては、地域の実情を知っておられる漁業者の委員を核として、その理解を進めながら必要な参入も進めていくという考え方であります。

ただ、今回の書きぶりとして、基本形が15人なのですけれども、その過半数を地元の漁業者に委員になってもらって、それ以外の方にも入ってもらう形で委員会を構成する。この法律案はそういう考え方になっているということであります。

2点目は、8ページのdのところ、生産コストの引き下げのための調査等をしていくという話は、別途、その調査も進めてということがあります。

あと、議長が言われたみかじめ云々の話は、いろいろな広がりがあるかもしれませんけ

れども、この後で出てくる漁業権管理にまつわる行使料だとか、沿岸の漁場管理のための新しい制度によって、漁協と非組合員との関係で、行使料は組合員との関係で、組合員以外から取ってはいけませんということもはっきりさせますけれども、沿岸漁場管理の話もこの機会に非組合員との金銭の徴収の関係についても位置づけをするということでありませう。それに合わせて、最後の漁協の部分で出てくる話ですけれども、行政サイド、団体サイドで透明性を高める取組を進めていくのが、今回の改革のずっと一貫した流れだと思っ

ているところでは、ガイドラインという話も出ましたけれども、既に全漁連によるガイドラインというものも出ておりますので、この改革を一つの大きな契機として、そういう取組をしっかりと進めていっていただくということだと思っております。

資材関係については調査をすることになっておりますので、それを踏まえて、他分野での例などもこれから勉強させていただいて、必要な検討をしていくというふうにつながっていくのだと思っております。

○大田議長 では、2点目はその調査をしていただいて、ぜひ取引適正化が行われるようによろしくをお願いします。

1点目は、農業委員会についても、「その区域にいる農業者」という規定は置いていません。高齢化が進む中で、なるべく新規参入者が入ってくる、若い人が入ってくるという仕組みを作る必要があると思っておりますので、ここはそれも踏まえて再検討をお願いできればと思っております。

○野坂座長 お願いいたします。

○山口水産庁次長 「沿岸に住所がある」という言葉を使っているものですから、そういう御懸念があるかと思っておりますけれども、ここは沿岸に住むだけではなくて、事業場が置かれている場合も対象になります。ここで言う「事業場を有している」ということは、ほかの地域で漁業活動をやっておられた方等がこちらに事務所を置いて、そこで事業をやっておられる場合は対象になるということですので、必ずしも住所がそこにある人たちばかりで構成するものではないということをお理解下さい。

沿岸の地域で漁業をやっておられる方は、全体の漁場の利用とか、ほかの漁業との調整の問題については、日ごろ携わっておられますので、そういった方を委員にする。そういった方が過半数いないと、ほかの漁業者に対しても、そこで決めた話に従ってもらわなければいけない組織でございますので、そういった規定にしているところでございます。新規参入で漁業の実績がある方は、この「事業場を有する者」で読めるということでございます。

○野坂座長 よろしいでしょうか。

○大田議長 はい。

○野坂座長 では、私から2点ございます。

1点目として、改正法の施行時期はいつを想定されていらっしゃるかという点。

2つ目は「1-4 資源管理基本方針」のところですが、資源管理基本方針において、魚種ごとの資源回復に向けたスケジュール、具体的な資源回復の方法や進捗管理等を記載した、資源回復に向けたロードマップについても明記すべきではないかと考えますが、この点についての御意見をお聞かせいただければと思います。

○森水産庁漁政部長 法律の施行につきましては、現在の法案におきましては、法律の公布後、2年以内に政令で定める日という条文を用意しているところでございます。様々な資源管理に当たっての基本方針とか、あるいは資源調査といったものを行っていった上で、様々な具体的などころを定めていく必要もあるといった観点から、一定期間を置いているということでございます。

○長谷水産庁長官 資源回復のロードマップは、まさに資源調査をまず拡充したいという思いがありますが、魚種ごとに評価をいたします。それで、先ほど言っているような目標管理基準なり限界管理基準というものが出てくる中で、限界管理基準を下回っているのであれば、原則10年で目標管理基準に持っていくという、魚種ごとにそういう段階を踏んで、ロードマップ的なものができてくるのだと思っております。

○野坂座長 これは大体いつぐらいまでというのはございますか。

○長谷水産庁長官 まさに魚種ごとに順次ということになるのだと思うのです。

○野坂座長 こちらについても、なるべくきちんとしたロードマップを策定いただきたいと思っております。

○長谷水産庁長官 その時点で想定されるものということで、順次、御説明はしていくということだと思っております。

○野坂座長 そのほかにはいかがでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

続きまして、資料20ページまで、具体的には「4 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し」「5 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し」「6 魚類の防疫に関する事項」までを20分程度で御説明いただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

○長谷水産庁長官 続きまして、9ページの許可制度のところからになりますけれども、aのところは、許可の区分を整理するという話であります。

3-1に行って、省令で定める漁業ごとの大臣許可については、これに一本化するということになります。

3-2になりますけれども、知事許可は知事許可で、都道府県の規則で定めるものとしたということになります。

bのところでもありますけれども、先ほどのTAC管理、IQ管理との兼ね合いになりますけれども、大臣はTAC対象魚種の採捕を通常伴うと認められる大臣許可漁業について、TAC魚種が漁獲量の相当部分を占めるような場合には、船舶の総トン数その他、規模に関する措置を定めないという留意事項を置くということになります。当然のことながら、国の責務を果たし

て、紛争の防止等をしながらとなりますけれども、これも大きな方向として打ち出させていただいているということでもあります。

3-4で、許可等には条件をつけることができるということで、これは現状と変わっておりません。

左側のcの、漁船の譲渡等の際してIQも移転という部分につきまして、10ページのほうで手当てをしているということでもあります。

dの報告義務づけということで、漁業者に対する報告義務だとか、許可を受けた者の責務ということで、生産性の向上に努めていただくということが入っております。

3-9で、許可を受ける者の適格性ということで、遵法精神をちゃんと持っていることとか、暴力団員などでないことなどを書いております。

3-9の四のところ、的確に営むに足り得る生産性を有さない者であってはいけないということがあるわけですが、そういうことになってしまった場合には、しっかりやりなさいという勧告をするということでもあります。

3-11のところ、適格性を失った場合などに、許可等の取消し等の規定を置いております。

fのところに行きまして、一斉更新制度というものはなくしますが、3-12で、許可の有効期間は5年を超えない範囲内で省令で定めるという話があります。

それから、休業等をするときにはちゃんと届けなさいということでもありますし、3-14で、5年ごとではなくて、新規の許可が順次出せるような規定を置くということでも考えております。

12ページのgに対応して、3-16で、衛星船位測定送信機その他の電子機器の備付けを命ずることができるという規定も置いたところがございます。

hの部分につきましては、国交省とともに検討してまいります。

13ページは海面利用制度ということでもありますけれども、養殖・沿岸漁業については、限定された水域を活用して営むということでもありますので、漁業権制度を維持しつつ、その際に、漁業の成長産業化にとって重要な、規模拡大ですとか新規参入が円滑に行われるようにという観点から、漁業権付与に至るプロセスを透明化する、権利の内容の明確化を図るということでもあります。加えて、県が沿岸漁場の管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設するということでもあります。

bのところに対応いたしまして、4-1で、知事は管轄海面につきまして、5年ごとに海区漁場計画というものを定めるということでもあります。その中で、(2)の二に、当該海区に設定する保全沿岸漁場のことも、この中で位置づけていくということでもあります。

14ページのcの部分でもありますけれども、各都道府県知事は、海面全体を活用するために、漁業権が存しない海面での新たな漁業権の設定に努めるという規定を置きました。

また、dの沖合養殖につきましては、4-2(2)が14ページの下のほうにありますけれども、漁場計画を立てるときに、知事は広く漁業者の意見を聞いて、その検討を加えて

結果を公表するということではありますが、その検討結果を踏まえて大臣が必要な助言をするという規定でありますとか、4-5になりまして、助言をした事項について指示を行うという規定も置いたところでもあります。

eにつきましては、計画の作成の手續ということで、先ほども申しましたように、広く意見を聞くということでもありますし、15ページの(5)になりますけれども、海区漁業調整委員会も公聴会を開き、そこで利害関係人の意見を聴く。こういうものも全て公表されていく形になってまいります。

fのところ、漁業権は定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権ということでもあります。

gのところ、定置漁業権と区画漁業権は個別漁業者に付与ということでもありますけれども、区画漁業権については、(2)にありますけれども、計画作成時において適切かつ有効に活用されている漁業権が団体漁業権であるときには、同一漁業権が団体漁業権と設定されるということですか、その前後の場合のほか、海区における最大限の漁業生産の実現に資すると認める場合等におきまして、団体漁業権の設定ということにしております。

hの共同漁業権は、漁業者団体に付与することについて、4-9で手当てしているところです。

iの抵当権の部分につきましては、4-12になりますけれども、個別漁業権を目的とする抵当権の設定は、知事の認可を受けないと効力を生じないという規定を置いております。

16ページになりますけれども、漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的とならないが、個別漁業権について、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者が云々ということでもありますし、知事は、適格性を有する者ということでその認可をしていく仕組みにしております。

jの部分で、先ほど、議長のほうからもありましたけれども、行使規則はメンバー外に及ばないことにつきまして(3)のところ、書いていますところ、

各地域の組合の中に部会が置かれている場合等の規定も置いておりますし、4-15で、漁業権者の責務として、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとするということでもあります。

そして、漁協なり漁連は、組合が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立云々の計画を策定していただいて、定期的に点検を行い、また、実現に努めるという規定を置かせていただいております。

4-16は、免許をどのようにするかという部分で、ずっと議論してきたところでもありますけれども、(1)のところ、漁業権の存続期間の満了に際して、その者がその漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合にはその者に免許して、それ以外の場合には、漁業による漁業生産の増大、並びにこれを通じた所得の向上、就業機会の確保、その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者という書きぶりにいたしました。

4-17は、報告義務ということでありまして、漁業権者は当然、報告をしていただくということでもあります。

4-18でありますけれども、漁場の適切かつ有効な活用を図るために、必要な場合は指導するということがありますし、(2)ですけれども、指導に従っていないときには勧告するという規定です。

そして、「4-19 適格性の喪失等による漁業権の取消し等」でありますけれども、適格性のところで、また同じように遵法精神の話、暴力団の話等がありますが、先ほどの勧告に従わない場合ということも読めるようにしているところでございます。

18ページの○に対応するところでもありますけれども、先ほどお話ししました、「保全活動」の定義などを置きまして、「水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動」ということであります。

4-24になりますけれども、沿岸漁場管理団体を指定して、沿岸漁場管理規程というものを置いてもらう。そういう中で、先ほどの金銭徴収の部分についてもきちんとテーブルに載せて、位置づけをしていくといいでしょうか、透明性、合理性を高めていくということでもあります。この規程を知事さんにチェックしていただく上で、そういう方向を打ち出していきたいと思っているところです。

19ページの下ですけれども、今度は養殖業の発展のための話で、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定し云々ということでもあります。ここも第2弾ということで、持続的養殖生産確保法の改正といったことを基本に今後、検討していきたいということでもあります。

この後も、先ほどの流通と同じような位置づけになるのですけれども、技術開発の話ですとか、試験の話ですとか、静穏水域を作るための事業だとか、HACCP対応の話、病気の話という部分については、今回の漁業法という形ではなくて、各種の事業で予算要求の中で検討していきたいということでございます。

以上です。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。なお、御発言の際にはプレートを立ててくださいますようお願いいたします。

では、渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございます。

大臣許可と都道府県免許についてそれぞれ質問させてください。

最初に、大臣許可の場合に生産性の基準が入ったというのは、非常にいいことだと思います。法律の目的に照らして、漁業の生産性を上げていくのは大変大事なことです。ここで言う生産性というのは、例えば、漁業の種類とか魚種ごとに大分違うものがあると思うのですけれども、こういうものはどのように生産性を管理されていかれようとしているのか。それについて1点、質問です。

それから、都道府県の漁業権の免許なのですけれども、先ほどの3-9の4項で、大臣許可が適確に営むに足る生産性というものを基準に入れているのに対して、漁業権の場

合には、それに該当すると思われるところが「適切かつ有効」ということで、ここは明示的には生産性が入っていない。適切かつ有効にやっていたら生産性も上がるだろうという考え方はできるのですけれども、漁業権のほうはるかに零細なところであり、逆に高齢化にもさらされていて、生産性の向上というのは大変大きな課題だと思うのです。そのところを、なぜ「適切かつ有効」という形で明示的に生産性につなげられていないのかというところに関して、ちょっと疑問に感じました。

「適切かつ有効に」というのは4-8の第2項で出てくるのですけれども、その後も漁業権者の責務のところでも出てきます。責務に従っていないと「4-18 指導及び勧告」ということになるのですけれども、この「指導及び勧告」というところで、また海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならない。先ほども議論になっていたように、海区漁業調整委員会が域内で閉じていると、これは新規参入を認めていくとか、あるいは新陳代謝が活発に働いていくとか、ひいては生産性の向上になかなかつながらないのではないかと印象を持ちました。

その印象が結局4-16のところが一番表れていて、まずもって免許を持っている人に優先権があって、この人が最初に免許の継続を受けることができる。免許が複数あったらというところで2項になるのですけれども、これは2項の二にある「漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」といった人たちが第一に漁業権の免許を与えられるべきであって、既に免許を持っているから免許をもらえますというのは、経済性の原則に照らしてどうしてこうなるのかという疑問は感じました。

以上です。

○野坂座長 山口次長、お願いいたします。

○山口水産庁次長 ありがとうございます。

大臣許可のほうについては、「生産性の向上」という言葉を使っております。これは委員からも御質問がありましたように、大臣許可漁業と一口で言っても、いろいろな魚種を対象にしておりますし、漁業の種類、いわゆる漁船の大きさや漁法についてもいろいろございます。「生産性の向上」という言葉を使う以上は、一定のデータ、数値でもってそれを把握していきたいと思っております。

特に、生産性が劣っている場合というのは、例えば漁船で言えば、操業する回数がほかの漁船よりも落ちているとか、漁獲した数量がほかの漁船よりも落ちているとか、要するに稼働率とかほかの産業でもあるような生産性の指標がございますので、それに倣った形で、指標的なとか、そういう管理ができるものとして考えているということでございます。

一方で、漁業権免許が対象となる沿岸漁業のうち、特にこれは漁船を余り使わない、例えば、磯根にあるアワビとかサザエを獲るような漁業とか、養殖も定置もそのようなのですけれども、養殖は計画的にできるのですが、生産性の向上と言うときに、養殖でいえば、持

統的な生産も重要だと、先ほども別途検討する法律というもので挙がっていたように、生産性の向上だけで議論できない。漁場環境を良好な状態にしていくことも重要でございますので、そういったこともあるということです。

普通の沿岸漁業、共同漁業権に基づく漁業ですと、おっしゃるように、これはたくさんの魚種といいますか、魚もいれば、貝もいれば、エビもいればというような、多様な魚種を獲っておられます。また、漁場の利用についても、春だけ、解禁日だけやっていくとか、ノリであれば、これは養殖ですけれども、冬場だけ養殖をするということがございます。そういったものについて、一つ一つ生産性の基準を作っていくというのはかなり難しいだろうということでございます。

この辺は、内部でも議論をしたのですけれども、監督をするという強制的な行為をするためには、そういったものではなかなか基準になり得ないだろうということがありました。

一方で、ここに「適切かつ有効な」ということがまず一つ大きな基準としてあるということは申し上げたいと思いますし、御指摘がございましたように、4-18の(1)のところで、指導及び勧告するための要件といいますか、基準を作っております。

その中の一号で書いてある「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」というのが、まさに「適切」という場合をもっと砕けた言い方にしたということで、こういった事象があった場合は指導していこうということでございます。

二号は「有効」の意味であります。これは漁場の一部を利用していないとき、漁場が空いているときを有効でないと考え得るわけでございますが、一方で、これはヒアリング等でもお話があったと思いますけれども、海流の関係とかで空けてなければいけない養殖場があったり、赤潮等の発生に備えてそれを避難させるときに空けているのだという説明がありましたように、合理的な理由がある場合は対象ではないけれども、合理的な理由がない場合は対象になる。こういった基準で監督していこうということでございます。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございました。

やはり今の御説明をお伺いしても、なお私がぴんと来ない、納得できていないところは、私の勉強不足だと思うのですけれども、要は、沿岸漁場というのは大変複雑です。これは昨シーズンからも十分勉強させていただいて、シーズンによって違う、漁法によって違う、場所によって違う。だから複雑ですと。

でも、複雑だから「適切かつ有効」ということに関して基準が設けづらいですというのは、例えば、今度は4-18で、都道府県知事は、どういう状態になったら適切でもないし有効でもないということで処置をしなくてはいけないのかというのは、要するに、行政としてどこでキックインするかは、どこかにトリガーポイントがないとできないですよ。

だけれども、一番最初にいろいろ複雑ですからということだと、結局、インサイダーの人がこれは適切かつ有効ですと言ったら、そうなのかもしれませんね、複雑ですものねということ、振り出しに戻ってしまう気がするのです。そこだけ懸念です。

○山口水産庁次長 まず、「適切かつ有効」につきましては、おっしゃるように、先ほどは地域の実情ばかりしゃべりましたけれども、逆に漁業権を適切かつ有効に活用しているかどうかの判断基準になるようなものについては、国として技術的助言的なものとしてガイドラインを作ろうと考えておりますので、そこで一定の基準を示していきたいと思えます。

あと、浜はそのままでもいいのだということは我々も考えているわけではございませんで、予算事業でやっている「浜の活力再生プラン」というものによって、所得を1割以上上げていくという計画を作って、それに組み込んでいくところに支援を行っている事業もやっております。

ですので、我々としては、浜ごとの実情に応じて自分たちでプランを考えてくれて、そういうものが所得向上につながっていく。生産性向上というよりも、私は沿岸漁業は希少なものといいますか、余りたくさん獲れないのだけれども、それをいかに高く売っていくかということで所得を上げていくのが重要だと思いますので、そういった方向に持っていきたいと思っております。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

やはり全体として、漁業が盛んになって所得が上がっていくのはすごく大事なことだと思いますけれども、そういう意味でも、今のようなお気持ちでいらっしゃるのであれば、4-16の書きぶりみたいな形の、今、持っている人は免許を継続できますみたいなのは、どちらかという水産業の発展が最初に来るような免許の与え方であっていただきたい。これは期待です。

○野坂座長 長谷長官、お願いします。

○長谷水産庁長官 繰り返しになるかもしれませんが、適切かつ有効に使うという責務を持っていただいて、報告義務も課させてもらい、報告の内容も、今後のいろいろな技術の発展、ICTだとかスマート水産業ということでやっていこうと思っているわけなのですが、そういうことで充実させて、エビデンスに基づいた評価をしていく。適切かつ有効に使うための計画も立ててもらおう。利用度が低下してきているのであれば、さらに使ってもらおうことを考えていただく。それがなかなかうまくいかないというのであれば、また次の段階に行く。多種多様なので思考停止するということではなくて、多種多様であるからこそ、きめ細かくそういうことを積み上げていって、全体として結果的に生産性が高まっていくように、まさに浜がこれからちゃんと存続できるようにということで、一大運動を起こしてもらおうと思っているわけなので、そのところがちゃんとつながっていくように組み込んでいきたいと思っております。

○渡邊専門委員 よろしく申し上げます。

○野坂座長 今の点で念のために確認させていただきたいのですが、今、漁場の適切かつ有効な利用という点では、技術的助言を示していただけるというお話が山口次長からあったと思うのですが、4-18 指導及び勧告の「合理的な理由がないにも

かかわらず漁場の一部を利用していないとき」においても、事例などで技術的助言としてお示しいただけますでしょうか。

○山口水産庁次長 はい、分かりました。

○野坂座長 ありがとうございます。

では、泉澤専門委員、お願いいたします。

○泉澤専門委員 御説明ありがとうございます。

私は「4 生産性向上に資する漁業許可制度の見直し」で、10ページのdなのですが、「漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける」ということですが、これは資源管理の上では一番基礎的な情報であるし、大事なデータだと思うのですが、この報告の義務について、具体的に言えばどのようなデータの流れか。

例えば、許可を受けた漁業者が直接行政に報告するのか、それとも、許可漁業の巻き網であれば、巻き網組合などの中で集計をしたものを後で報告するのか、あるいは魚市場で漁船ごとにその団体が報告するのか。そういったいろいろな報告の仕方があると思うのですが、漁獲枠の消化その他について一番大事なデータになるのですが、その辺の具体的なことはどのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

またモニターに関して言えば、生産者が報告するだけではなくて、水揚げをする魚市場が同様の報告義務を有するとか、そういったことがあると思うのですが、その辺について教えていただければと思います。

○野坂座長 長谷長官、お願いします。

○長谷水産庁長官 基本は漁業者に課す義務なので、漁業者からの報告ということになるわけですが、今、言われたような団体であったり、市場だったり、漁業者が代行を頼んで報告してもらうというケースも出てくるわけです。それはパターンパターンだと思いますけれども、これも漁業種類ごとにいろいろな形態を踏まえてどういう形でチェックするのが一番いいか、これから技術革新なども見ながら、順次、いいものにしていくということだと思っております。でも、責任主体はあくまで漁業者ということですね。

○泉澤専門委員 分かりました。

特に許可漁業の場合は、数量を非常に多く獲るわけですから、その辺の数字を正確に把握することは非常に大事だと思うので、そのモニターについても取り組んでいただければと思います。

以上です。

○野坂座長 続いて、金丸議長代理、お願いします。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

1 ページ目の「2 国及び都道府県の責務」とあるこの文章の最後のほうで、「漁場の使用に関する紛争の防止及び解決」と入れていただいているのですが、9 ページの3-1の(2)の文章は「紛争の防止」で止まっているので、整合性を取るためにも「紛争の防止及び解決」としたほうがいいのではないかとというのが一つの指摘です。

それが一つと、この「紛争の防止」という言葉が、紛争そのものを起こさないように現場が考えて、先ほど来、皆さんが気にされている、適切かつ有効に御活用いただける候補の人を排除することがないのだということを改めて確認させてください。

そのためにも、私が考える「紛争の防止」とは、今回の法律で書き切れないディテールですよね。それを現場に具体的に分かりやすく伝えることが、何よりも紛争の定義を明確にすることになって、金融でいうと、銀行の業務マニュアルみたいなものができるのが一番誤解がないと思うので、ぜひ水産庁のほうでも、具体的な今回のスタンダードな業務プロセスあるいは意思決定プロセスを都道府県に、最低限こういうことはやってはいけないとか、こういうことはちゃんとやってくださいというガイドラインをぜひ示してほしいと思うのですが、その2点についていかがでしょうか。

○長谷水産庁長官 最初のをいいですか。

○金丸議長代理 最初は「及び解決」の言葉が抜けているのではないかということです。

○長谷水産庁長官 我々の認識としては、1ページの「国及び都道府県の責務」のところの規定が法全体に掛かっている規定だと思っておりますので、個別に読むということではなくて、全体において、防止だけではないのだ、解決していくのだという姿勢を打ち出しているつもりであります。

それから、業務マニュアル的なものについて丁寧にとということではありますが、そのように対応していきたいと思っております。

○山口水産庁次長 今の3-1の(2)のほうが「紛争の防止」だけになっている理由をもうちょっと補足させていただきます。

○金丸議長代理 これは入れ忘れではなくて理屈があるのですか。

○山口水産庁次長 ここの規定の趣旨は、許可を出す必要性のある漁業種類、漁船とは何かを定義しているところでございます。ここで言う「漁業調整」というのは、まさに船が行ってもめないように、紛争が起きないようにということを目的に許可を出すということでございますので、紛争が起きて、解決を目指して許可制度を作るというのはちょっとそぐわないだろうということで、ここには入れておりません。

おっしゃるように、解決というのは、まさに一個一個の紛争が起きたときに解決していかなければいけない。この義務を都道府県に課すというのは今回入れさせていただきました。

一方で、許可制度とかいろいろな規則を作ること自体は、当然、それによって紛争が起きないようにするために作っておりますので、そこで書き分けているというところがございます。

○野坂座長 よろしいでしょうか。

○金丸議長代理 ガイドライン等については、ちゃんと責任を持って作っていただけるといってよろしいですか。

○山口水産庁次長 はい。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

○野坂座長 大田議長、お願いします。

○大田議長 ありがとうございます。

海区漁場計画が非常に重要だと思うのですが、これに関して、新規参入を促すために重要なことは、一つは漁業権設定のプロセスが透明化されていること。もう一つは、現在の海面の活用状況、漁場マップといいますか、それが公開されていることだと思いますが、この2つは具体的にはどんな具合に取り組んでいかれるのでしょうか。

○長谷水産庁長官 1つ目の計画策定の部分につきましては、先ほども御説明しましたけれども、知事さんのほうで広く、その漁場で漁業を営みたいという者の要望を聞いて、検討して、それがどういうことで計画になっていったかという検討結果を公表してもらおうということでありまして、そこの部分について国が検討結果を見て助言をし、必要な場合は指示もするという規定も置いたということでありまして。

漁場のマップということ言えば、今も国交省さんのほうで漁業権の漁場図は公表されている部分がありますけれども、今後、データ収集を充実させることによって、さらにどういう情報を公開、付加できるのかは検討していきたいと思っております。

○大田議長 はい。

○野坂座長 では、2点お伺いします。

まず1点目として、「3-16 漁業生産に関する情報等の報告義務」ですが、「規制改革実施計画」では、漁獲報告の迅速化、報告内容の正確性の向上を図るため、漁獲報告の電子化、VMSの備付けの義務化を行うとしていたと思っておりますが、法案上では、「特に必要があると認めるとき」と限定した理由についてお伺いできればと思っております。

また、一律の漁獲報告の電子化、VMSの備付けの義務化を行わない理由についても、あわせてお教えいただければと思っております。

○山口水産庁次長 ここはまず、実態から言いますと、電子化、VMSの備付け自体は、大臣許可漁業については今も許可条件として付けているということで、実質義務化が図られている状況でございます。

法律の中にこういった規定を入れるに当たっては、今、申しましたように、許可条件等で今でもできるのではないかという議論もありまして、その中で我々としてはVMSを付けることを規定したいということで法制上は国際的な枠組みのような、要するに、国の方針以外のもっと大きな方針でもって付けなければいけない場合等については改めて規定する、ここだけ特出しでしてもよいだろうということで、こういう表現になっているところでございます。我々の意識としては、gのほうに書いてあるように、漁獲報告の迅速化と報告内容の正確性を向上するために、VMSの備付けを進めていくという方向に変わりはございません。

○野坂座長 この点についてお伺いしたいのですけれども、VMSを備え付けていると、例えば、操業時は自動的に起動するのでしょうか。その点をお伺いしたいのですが。

○長谷水産庁長官 VMSは自動です。

○野坂座長 分かりました。

もう一つございまして、養殖業の発展のための環境整備というところですが、漁業の成長産業化において養殖業の発展は必須だと考えますけれども、持続的養殖生産確保法の改正はいつになるのでしょうか。また、早急に改正の検討をすべきではないかと思いますが、この点についてお考えをお示しいただければと思います。

○長谷水産庁長官 これも先ほどの共済の法律、それから漁獲証明制度の話と、これが第2弾ということで今、考えているところです。

○野坂座長 なぜ第2弾ということになったのか、その経緯をお示しいただければと思います。

○長谷水産庁長官 この漁業法の改正だけでも大改正になりまして、この中で大きな方向性を出していきたいということでもあります。

資源管理を進めるといことになりまして、漁業者に相当我慢していただくというか、獲り控えが出てきますから、そういうものを支えるための共済制度の見直しの方向を打ち出した後に、追いかけるようにして法改正をしていくということでもありますし、ここの共済、「積立ぶらす」というものなのですけれども、資源管理の話と、養殖の場合は漁場改善計画というものを要件にしているのです。密殖によって漁場をだめにしない計画をしてもらって、適切な漁場行使をしてくださいという計画とその収入安定対策がセットになっているのです。

そういうことなので、収入安定対策の制度化と、漁場改善計画が入っている持続的養殖生産確保法の見直しは、セットで第2弾で考えている。段取りの問題です。

○野坂座長 第2弾ということで承知いたしました。できる限り早急にお願ひできればと思います。

長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 くどいようすけれども、先ほどの生産性のところで念のため確認したいのですが、今回のこの法律は、そもそも「1 目的」のところで「水面の総合的な利用を図り、もつて最大限の漁業生産を実現することを目的とする」と書かれているわけですから、これはすなわち、言い方を変えれば、生産性を高めていく。これがそもそもの法律の趣旨でございますよね。

実際に見ていきますと、例えば、3-6の大臣許可のところ、3-8、3-9で、要するに、生産性を持たない者は適格性がないのだということが書かれているわけですね。

すると、先ほどの議論のところ、4-18の漁業権のところに来ると、漁場について、それが「適切かつ有効な」という言葉に置きかわってしまっているわけです。

それはいろいろ複雑だからという御説明でしたけれども、法律そのものが最初の「1 目的」で生産性を高めていくのだと書かれていることから考えれば、この「適切かつ有効な」という意味も、実はその裏側には生産性が低ければだめという考えがにじんでいると理解

してよろしいか。これが1つ目の質問です。

それから、先ほどの次長の御説明で、技術的助言ないしガイドラインについてお考えだということですから、その技術的助言の中身には、実は生産性を高めていくということが当然入ってくると考えてよろしいのか。

例えば、4-18の(1)の二の「漁場の一部を利用していない」は論外でありまして、これはどういう場合にそうなのかということのみを技術的助言で言うのではなく、全体に指導及び勧告を出すときの判断として、あなたのところは生産性が低いのではないですかと言うことが、そのガイドラインあるいは技術的助言の中に入るのかどうか。これが2点目の質問です。

○野坂座長 長官、お願いします。

○長谷水産庁長官 言葉は「適切かつ有効」ということですがけれども、今回の取組の方向といたしましょうか、なぜこのように今回やっていくかということに関して言えば、浜の生産を高めて、これからも存続していくようにということだと思っております。

先ほど、浜プランの話は次長もしましたけれども、現に沿岸漁業者が所得向上ということを目指しているということでもありますので、適切かつ有効に利用するために計画も立てていくということでもあります。例示として協業化だとか法人化だとかということになっておりますから、そういう要素は当然のこととして入っているという理解をしております。

○長谷川委員 技術的助言なるもの、今、御検討中の助言の中にも、そのような書きぶりが入ると。

○長谷水産庁長官 そうだと思います。

○長谷川委員 「生産性」という言葉も出てくる。

○長谷水産庁長官 「生産性」という言葉を使うかどうかというのはあるのだと思いますが、そうでなければ、結局は浜の存続は図られていかないと思います。言葉はまたよく考えたいと思います。

○野坂座長 ありがとうございます。

続きまして、残りの部分、具体的には「7 水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し」について、5分程度で御説明いただきます。よろしく願いいたします。

○長谷水産庁長官 5分ということですので、漁協について、漁協が果たしてきた役割、機能を評価してということになっておりますけれども、これまで説明してきましたような、aのところでは、「団体漁業権の主体や、漁場管理の実施者」という位置づけをいたしますので、それを踏まえて、右側の水産業協同組合法の中に、事業の種類等でこれを位置づけるということでもあります。

議長からの御発言があった、金銭徴収に関連する部分につきましても、先ほど御説明した行使規則、そして、沿岸漁場管理の規定で手当てしていくということでもあります。

その下の費用徴収をする場合の明確化という部分等についても、この規定、規則で対応

していくということでもあります。

そして、22ページを見ていただいて、そういった漁協における業務の適正化を図るための事業ということで、5-3、「漁業協同組合連合会（以下『連合会』という。）は、次の事業の全部又は一部を」ということで、「会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言」。

(2) のところで、調査、相談、助言を行う連合会で、これは全漁連ということになりますけれども、その全漁連を間接に構成する組合、県の漁連の下の組合を含めて調査、相談、助言の事業を行うことができるといった規定を置くことによって、先ほども言いました、行政サイドと団体サイドの両面からこの取組を進めていくための規定ということになっております。

bのところに行きまして、5-4です。組合は、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。先ほどの生産の増大だとか生産性の話などにも結びつく話だと思いますけれども、方向としてはそういうことなのだと思います。

そのためにもということだと思いますが、これまでも御説明してきましたように、海面の漁業協同組合は、販売事業主体という性格が非常に強いものですから、販売の事業を行う組合にあっては、理事の中に実践的な能力を有する者を入れなければいけないということでもあります。

公認会計士監査の導入という部分につきましては、農協との並びということになると思いますけれども、改正を行うということでもあります。

23ページに行きまして、漁業生産組合の株式会社の組織変更についても手当ていたします。

産地市場の統合等については、法律ではなくて、別途進めてまいりますということでございます。

以上です。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

では、林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

先ほど来、漁業権の改正についていろいろ議論がありました。長官の御説明の中で、今回の漁業法の改正は大改正なのだというお話があり、それも本当に理解するところではありますが、法律改正では、この今回の改正が頑張っていたいただいた精いっぱいだとしても、精神としては、漁場を活用する意欲と能力のある方々の就業を推し進める漁業権制度にしていこうということだと思います。

そうしますと、ぜひお願いしたいのは、この法改正をした後の、先ほどの漁業権の制度

の運用・調査です。5年後までに、新たに漁場として設定された事例、新規参入申請に対する認定率、認定が100%に届かない場合に、申請が却下された理由といったものの調査をしていただき、また、目的として掲げている漁業の成長産業化のKPIを設定していただく。今回の法改正が目的を達成できるように、調査とKPIの設定をお願いしたいと思います。

○野坂座長 長谷長官、お願いします。

○長谷水産庁長官 そのように措置したいと思います。

○野坂座長 林委員、よろしいでしょうか。

○林委員 はい。ぜひよろしく願いいたします。

○野坂座長 では、泉澤専門委員、お願いいたします。

○泉澤専門委員 御説明ありがとうございます。

この漁協制度の見直しというところから1つ質問ですけれども、漁場管理業務を行えるとなっておりますが、漁場管理というのは非常に幅広い業務でして、例えば密漁監視だとか、あるいは漁場の清掃だとか、ありとあらゆるものが「漁場管理」という言葉で言えると思うのですが、現在も行っていることをあえて水協法を改正してまで事業に加えるのはどういうことなのかということが一つです。

もう少し言えば、組合の事業の中で、余り機能していない事業はございます。また、様々な単協の内容を調べても、全ての事業をまともにやっている単協は少ない気がしております。

その中で、漁協の事業というのは、できることを減らしたほうがいいのではないかと私は個人的に考えているところです。漁業協同組合の現状に合わせて考えても、新たにできる事業を増やすことについて、どのような理由によるものかをひとつお尋ねしたいと思います。

関連して言えば、先ほどから言われている、組合員に対しての様々な金銭の要求などが前に問題になっていたと思うのですが、対価性のない金銭を徴収あるいは請求することについての何らかのお墨付きを与えるような格好にはならないのかという個人的な心配があります。このことについて教えていただければと思います。

○長谷水産庁長官 いろいろな事例があるとは思いますが、まさに泉澤専門委員が言われるようなことで、今までであれば、民間同士の契約のような解釈になるのだと思います。協力金だとか、名目はいろいろあるかもしれませんが、そういうことがあり、そういうものについての批判もあったという認識の中で、合理性のある説明ができるものだとしても、なかなか見えにくい話だったのだと思うのです。

そういうものをこの事業の中で規定として位置づけて、第三者といいましょうか、行政である県の目も通す形で位置づけるのが、この問題についての透明性を高めるための一環だと思いますし、今ある漁協がそういうことをやれるのかというのがあるのだと思いますけれども、今の漁協がそのままいいわけではなくて、時代に即した形でそういう事業をしっかりと遂行していけるような力をつけた漁協になっていただくことがすごく大

事なのだと思います。

○泉澤専門委員 もう一つ心配なのは、事業自体が収入源になることなのです。漁業協同組合という組織が一般的に行われてきた公共性の高い活動について、金銭を請求できる状態になるのではないかと考えるのですが、その辺はどうでしょうか。

○長谷水産庁長官 例えば、漁場清掃にしろ、密漁監視にしろ、そこで非組合員がおられて、企業でもいいですけども、仮に密漁監視活動が裨益して、そういうことに使われるのであれば協力金の形で支払いますというやり取りを、県でチェックしてもらいながら位置づけていくことを考えているのです。

○泉澤専門委員 分かりました。

漁業協同組合の内部に対してのガバナンスが、なかなか難しいところがあるのです。しかも、「漁場管理」という言い方になると、ものすごく広範囲な業務になってしまうのです。それを外部的に把握するのはなかなか難しいだろうと思うので、この辺のことはきちんとしたガイドラインを出す必要があるだろうと考えます。

○長谷水産庁長官 先ほど来、出ているような指導が、マニュアルであったりガイドラインであったりするのかもしれませんが、そういうものが当然必要だと、このままではなかなか機能しないだろうとも思っております。しっかり取り組んでいきたいと思えます。

○野坂座長 山口次長、お願いします。

○山口水産庁次長 補足させていただきます。この沿岸漁場の保全活動については、18ページの4-21のところ「定義」というものがございまして、まずは「水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であって農林水産省令で定めるもの」と書いてございます。

ですので、長官が話しておりますように、いろいろな活動は確かにあるのですが、その中で望ましい活動としてまず国が例示をする。こういうものをやった場合が対象ですよということを書くこととなります。

さらに、その後に「4-24 沿岸漁場管理規程」というものがございまして、そこで(2)のような規定事項がございます。

まず、生育環境の保全や改善をするならば、その目標とか区域、期間、保全活動の具体的内容といったものを明示して、これをまず組合で決めてもらって、その後、都道府県知事の認可が要るということがございますので、恣意的に話が膨らんでいくとか、対象が膨らんでいくようなことにはならないと考えております。

いずれにしろ、ガイドラインとかそういったことで、我々としてもきめ細かく指導してまいりたいと思えます。

○泉澤専門委員 分かりました。お願いいたします。

○野坂座長 では、大田議長、お願いいたします。

○大田議長 ありがとうございます。

ワーキング・グループで行われたヒアリングを通して、漁協が非常にばらつきが大きくて、いいところとひどいところの差が大きいことはよく分かりました。今回、漁協が公的機能を担う組織になるわけですから、ここで漁協のガバナンスを抜本的に高めていただきたいと思います。その観点から2つ御質問します。

1つは、漁協の経営実態調査をして、公開していただけないか。経営面では、販売手数料率とか、漁場の行使料率とか、事業収入、事業外収入といったこと。組織面では、組合員100人当たりの漁協の職員数はどれだけで、役員数はどれだけかといったようなことです。この実態調査を公開していただいて、この程度が必要であるという指標、KPIを出していただけないか。これが1点です。

それから、公的機能を担うわけですから、独禁法上の「優越的地位の濫用」ですとか、そういう適格性のない漁協は退出する必要があるとあって、この退出の基準を明確にする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○長谷水産庁長官 経営実態については今も調査をして、公開している部分もあると思います。項目は今、にわかに何がとは言えないのですけれども、この機会にガバナンスを高めてもらう。当然、そのための水産改革だと思っておりますし、実態調査をして、必要な情報を開示したり、KPIの設定を検討していきたいと思っておりますし、適格性のある、本来望まれる組合員にきちんと奉仕できる、所得向上につながるような漁協を作っていくことも、今回の改革の目的といいましょうか、そのための改革だと思っております。しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○大田議長 優越的地位の濫用など、明らかに違法であるものについては、法令違反ですので、当然退出が必要だと思っておりますが、その点はいかがですか。

○山口水産庁次長 水産業協同組合法の中にも、今、議長がおっしゃったような、いわゆる法令違反を犯した場合は、監督命令がかかることになっておりまして、改善措置を講じなければいけない。

さらに、それを行わない漁協に対しては、役員の改選とか、いろいろ抜本的に変えなければいけないという措置命令ができることになっておりますので、そういった形で、いわゆる退出というか、改善を図っていくための手段はあるかと思っております。

その中には、先ほどおっしゃっていた、独禁法違反も法令違反ということになりますので、そういったものについては強力な指導ができるということだと思っております。

○大田議長 でも、現在望ましくない漁協もありますから、これまでは有効に機能していなかったのだと思うのです。

今回、明示的に公的機能を担うわけですから、ここは何らかの強化が必要だと思っておりますが、いかがですか。

○長谷水産庁長官 解散命令まで制度上もあるそうですけれども、実態のことを考えると、ある地域の漁協が非常に問題だという場合は、役員層の問題が相当あると思うのです。解散してなくなるということではなくて、その地域の漁業者はいるわけなので、より近隣の

といひましようか、広域での漁協で、機能する、きちんとガバナンスのある漁協に統合していく、合併みたいなものを進めていくことが、実務上は多くの場合、正解になっていくのだと思ひます。

○大田議長 そうすると、1つ目に御質問した実態調査、KPIの設定ということで、今の点はかなり改善されると見てよろしいですか。

○長谷水産庁長官 実態を把握して、あるべき姿の漁協に再編していくという言い方になるのか、きちんと機能する漁協を育てていってもらおうという方向が、そういうことをしっかりとやっていくのが今回の改革だと思ひます。

○野坂座長 ありがとうございます。

最後に、座長である私より総括させていただきます。

本日、農林水産省より御説明いただきました改正法案の内容につきましては、科学的な知見に基づく水産資源管理制度を確立し、生産性向上に資する漁業許可制度の見直しを行うとともに、養殖・沿岸漁業の発展に資する海水面利用制度の見直しを行うなど、水産政策の抜本的な改革を行うものであると評価しております。

ただ、言うまでもございませんが、改革の趣旨を実現するためには、法案の成立のみならず、水産業の成長産業化に向けた改正法の運用が重要であることから、規制改革推進会議にて引き続きフォローアップしていきたいと思ひます。

農林水産省におかれましては、本日の議論を踏まえ、今回の改正法に係る下位法令の検討を含め、水産業が真に成長産業となるよう、引き続き検討をよろしくお願ひいたします。

農林水産省の皆様、本日はありがとうございます。ここで御退席をお願ひいたします。

(農林水産省退室)

○野坂座長 続きまして、議題2「水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項(案)」について、私から説明させていただきます。

先ほど、農林水産省より、規制改革実施計画に記載した項目のうち、農林水産省において提出を検討されている関連法案の内容を聴取しましたが、本件を含め、今期の水産ワーキング・グループの主な検討テーマについて、私のほうでまとめさせていただきました。お手元の資料3をごらんください。

まず、「1. 漁業の成長産業化に向けた水産関連法の見直し」は、ちょうど先ほど、農林水産省より御説明いただきました内容を踏まえ、改正法及びその運用について議論してまいりたいと考えております。

「2. 水産物の流通構造改革」は、ICT等を活用したトレーサビリティの向上や、産地市場の統合・重点化などの水産物流通構造改革や、世界的な水産物市場の成長を取り込むべく、水産物の国際認証の取得促進について議論してまいりたいと考えております。

「3. 漁船にかかる規制の在り方を見直し」は、100海里以内を操業する総トン数20トン以上、長さ24m未満の漁船の機関に関する海技士の乗組基準について、漁船の性能や操業の実態に即した見直しについて議論してまいりたいと考えております。

「4. 魚類の防疫に関する事項」は、魚類の防疫に係る体系的な知識を習得できる環境の整備や、漁業に関わる薬剤の承認審査手続のさらなる効率化について議論してまいりたいと考えています。

以上、簡単に私のほうから説明させていただきましたが、事務局から補足はございますでしょうか。

○小見山参事官 事務局からは特にございません。

○野坂座長 それでは、今期の主な審議事項につきまして、御質問・御意見がありましたらよろしく願いいたします。

泉澤専門委員、お願いいたします。

○泉澤専門委員 3番の「漁船にかかる規制の在り方の見直し」ですけれども、総トン数20トン以上、長さ24m未満というクラスの船だけにスポットを当てていいのかなと思うのです。

というのは、実際、20トン未満で24m以上の船も実在しているのです。そういうことから見ると、規制改革ということを考えれば、もう少し広範囲に船の大きさの合理性とか、経済性について議論すべきではないのかと思うのですが、どうでしょうか。

○野坂座長 御意見ありがとうございます。

この点については、事務局とまた相談させていただいて、検討するというところでよろしいでしょうか。

○小見山参事官 例示的に実施計画の中で定められていることは、今年度中に決着をつけないといけませんので明記しておりますけれども、確かにおっしゃるとおり、それにスコープを限定することにこだわらず、もう少し広く読めるような形で表現ぶりを検討することも可能かと考えます。

○野坂座長 渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 これは別に今期である必要はないのですけれども、今までの議論の流れの中で感じたことを1点だけ申し述べます。

水産庁は、MSYに移行する中で、資源調査を拡充することを今までに非常にたくさん発言されてきたのです。これはすごくうがった見方をすると、これは水産庁の予算が増える話なのです。だけれども、大事なのは資源調査ではなくて、早く適切なMSYを定めることで、調査ありきというのは逆に行政が複雑化する可能性も秘めているように、私は最近、何となく感じ始めているのです。

そういう意味で、シンプルで有効な行政という意味で、規制改革にもつながると思うのですけれども、そういうMSYを定めるための、早くて簡単で有効な方法を何か検討してもいいのではないかという気がしました。

○野坂座長 ありがとうございます。

○小見山参事官 これもコメントのようなものでございますが、多分、御指摘のような論点でありますとか、今後2年間、法の施行に向けて、法律なり下位法令をどうするかとい

う話と、それに伴う技術的な施策をどうするかを全てフォローしていくことになろうかと思しますので、多分、この1.の改正に向けた見直しの中に読めるということなのかなと考えております。

○野坂座長 よろしいでしょうか。

では、花岡専門委員、お願いいたします。

○花岡専門委員 ありがとうございます。

さっきの発言とかぶりますけれども、2番の流通構造のところで、輸入の部分の何とかしていくと、日本のマーケットを守ると、それは日本の漁業者の市場を拡大していくところにつながると思います。日本で食べられている魚の半分は輸入なので、そのところの輸入管理ですとか、輸入規制ですとか、海外から来る部分のトレーサビリティをどう担保していくかということも、国内の魚のトレーサビリティを高めるのと同じように大事なのではないかと思っております。

○野坂座長 事務局、お願いいたします。

○小見山参事官 これも今の実施計画のところから書きぶりを取ってただけでありまして、輸入の部分の排除するという意味では全然ございませんので、どこかに委員のおっしゃられていたことが明示的に分かるように書き込むという形で検討させていただければと思います。

○野坂座長 ほかにはよろしいでしょうか。

では、今、頂戴しました御意見を踏まえて、規制改革推進会議水産ワーキング・グループの今期の主な審議事項として公表したいと思っております。

なお、ここに記載した審議事項につきましては、あくまでも現時点での検討テーマを整理したものでありまして、専門委員の皆様におかれましては、今後のヒアリング内容に基づき、本内容に関わらず臨機応変に御議論いただければと思っております。

そろそろお時間となりましたので、本日の会議はここで終了したいと思います。

本日は、お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○小見山参事官 次の開催については、また日程を調整いたしまして、事務局のほうから御連絡申し上げたいと思っております。

○野坂座長 それでは、これで会議を終了いたします。

専門委員の皆様は、事務的な連絡事項がございますので、この場に残ってくださいませようをお願いいたします。